

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよるごびに生きましょう。

市の動き

6月17日(日)は投票日です

午前7時～午後6時

参議院大阪府選出議員補欠選挙

参議院大阪府選出議員補欠選挙の投票が、6月17日(日)に行なわれます。さる5月2日、参議院大阪府選出議員が死去され、これに伴う補欠選挙が行なわれることになりました。私たちの望む「よい政治」が行なわれる

よう、候補者の演説会や、テレビ、ラジオの政見放送を聞いたり、家庭へ配布される選挙公報をよく読んで信頼できる立派な人を選びましょう。

■本市で投票できる人

☆昭和48年2月24日以前に転入届をした人で、昭和28年6月18日以前に生まれた人☆昭和48年2月17日以降の転出者
なお、八尾市内で住所を変えた人で、ことし6月6日までに転居届をした人は転居先の投票所で、6月7日以降の人は転居前の投票所で投票してください。

■投票日に支障のある人は不在者投票もできます

選挙人で投票当日、やむをえない用務で投票に行けない人は、あらかじめ不在者投票を行なうことができます。

不在者投票を行なう人は、投票所入場整理券を持って市選挙管理委員会へ行き、投票当日不在になることを申し立て、備えつけの宣誓書の用紙にその旨を記載して、署名のうえ印を押してください。

不在者投票のできる期間は5月25日～6月16日。土曜、日曜を問わず、午前8時30分～午後5時まで。

投票用紙は郵便でも請求できますが(他市町村に滞在している人に限る)、その場合も宣誓書を作り住所氏名を記載し、押印を必ずしてください。

また、投票はしたいが手をけがした、目をいためた、字が読めない、候補者の名前を書くことができない人のために代理投票の制度もあります。

■選挙公報を配ります

投票される候補者を決めていただく資料として、候補者の主義主張や経歴などを載せた選挙公報を各世帯に配布します。6月15日までに届かないときは、もよりの出張所または地区の自治振興委員宅、市選挙管理委員会へ申し出てください。

■選挙人名簿登録の確認もできます

選挙人名簿にあなたの名前が載っているかどうか確認したい方は八尾市選挙管理委員会事務局(市民ホール1階)までお問い合わせください。

■投票所入場整理券は郵送します

投票所入場整理券は、6月8日ごろから順次「郵便はがき」でお送りいたしますが、本市の選挙人名簿に登録されている人、または資格のある人で6月13日ごろまでに届かないときは、選挙管理委員会までご連絡ください(Tel.91-3881)

■入場整理券の使い方

入場整理券は、1枚の「郵便はがき」に4人分記入できるようになっています。

投票所へ行かれる時は、自分の名前の分のみ「キリトリ線」で切り、該当する投票所へご持参ください。本人以外の入場券は絶対に使用しないでください。

万一、事務の手ちがいで整理券が届かなかったり、紛失されたときでも投票の資格がある人は投票できます。

■あなたの投票所は「投票所入場整理券」の上部に印刷してあります

八尾市には37カ所の投票所があります。入場整理券は指定された投票所でないと投票できませんので、あらかじめ家族で確かめておいてください。

■一部の投票所を変更します

会場の都合により、投票所の一部を下表のとおり変更します。当該地区の方は間違わないようにしてください。これ以外の投票所はいままでとおりです。(4面参照)

投票区番号	投票場所	
	新	旧
4	永畑小学校 (八尾市永畑町1-2-27)	植松公民館 (東青年会場)
6	安中小学校 (八尾市陽光園2-7-33)	安中幼稚園
21	高美小学校 (八尾市高美町3-1-26)	日本住宅公団 八尾団地集会所
33	志紀中学校 (八尾市弓削66-2)	志紀小学校

■投票する順序

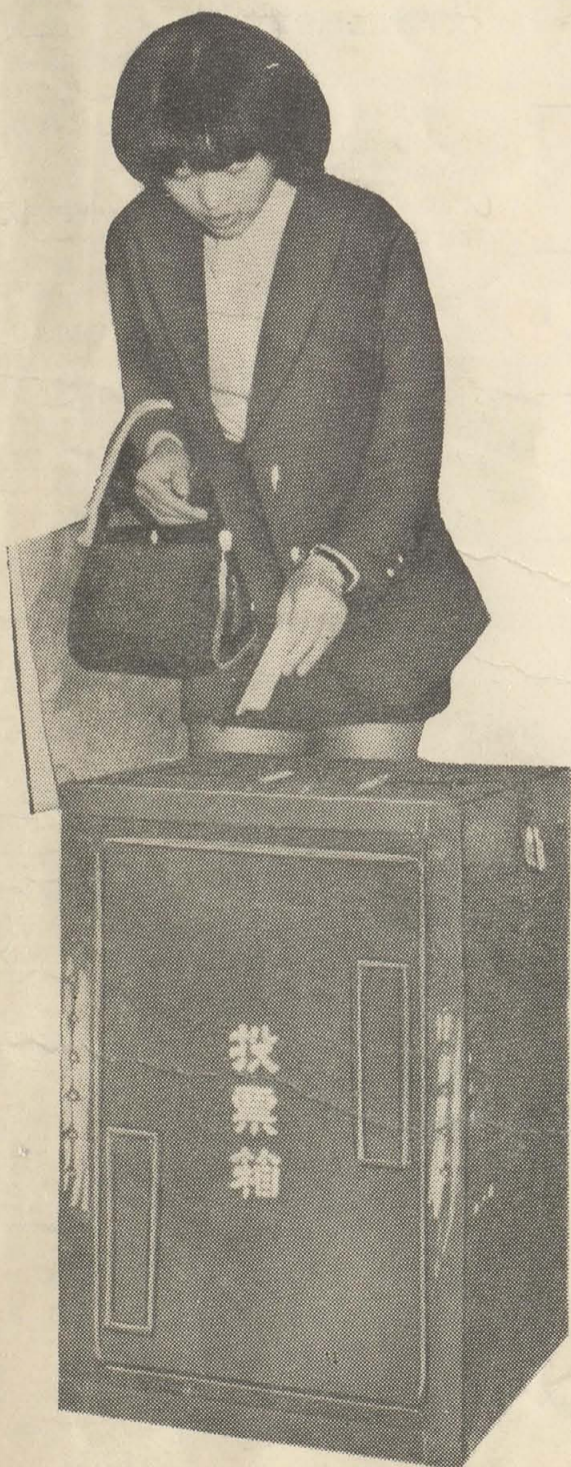
まず、受付係で入場整理券をお見せください。つぎに入場整理券の簿冊Noに記入されている番号の名簿対照係に行き、選挙人名簿の対照を受けて、そのまま投票用紙交付係に行き、入場整理券と引きかえに参議院大阪府選出議員補欠選挙の投票用紙を受けてください。(今回は参議院大阪府選出議員補欠選挙1つです)

☆参議院大阪府選出議員補欠選挙の投票用紙——白地に黒文字で印刷されています。

■ご協力ください

☆投票所へ自動車でお越しになると、付近の交通が大変混雑しますので、当日は徒歩または自転車でお願いします。

☆なお、当日、一部投票所付近において、工事のところがりますが、十分ご注意のうえお越しください。



やお市政だより

第482号

2

昭和48年6月5日

市の行事

6 11 (月)	家児 心配 法律	☆入梅 ☆ツベルクリンの接種 14.00-15.30 八尾保健所 ☆肢体不自由児相談 13.00-14.00
12 (火)	交通 青少	☆母と子の体操教室 13.30-15.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.15-11.00, 13.00-15.00 八尾保健所
13 (水)	結婚 家児	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-15.00 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所
14 (木)	家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30-21.00
15 (金)	家児 身障	☆近畿交通安全デー ☆不用犬の受付 9.15-11.00, 13.00-15.00 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室 ☆3歳児の健康診査(44年12月生まれの女児) 13.30-15.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6ヶ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所
16 (土)	青少	
17 (日)	結婚 心配	☆父の日 ☆春の市民体育大会 空手道 9.00- 山本球場
18 (月)	行政 家児 心配	
19 (火)	交通 青少	☆母と子の体操教室 13.30-15.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.15-11.00, 13.00-15.00 八尾保健所 ☆出張献血 10.00-15.00 市立病院
20 (水)	結婚 家児 人権	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-15.00 八尾保健所
21 (木)	家児 法律 青少	☆夏至 ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケット) 17.30-21.00
22 (金)	家児 身障	☆乳幼児健康相談(1年6ヶ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所
23 (土)	青少	
24 (日)		
25 (月)	家児 心配 法律	☆ツベルクリンの接種 14.00-15.30 八尾保健所 ☆肢体不自由児相談 13.00-14.00

《人の動き》

(48年4月末現在)
 総数 239,464(+542)
 男 120,435(+295)
 女 119,029(+247)
 世帯数 73,291(+511)
 ()内は前月からの増減です



《短歌》

夜もふけて
 子等の散らしし部屋に入れば
 ため息の如く時計鳴りけり
 大北智恵子(主婦)

《風呂のカラだきにご注意を》

風呂のカラだきによる火事が、今年に入ってから5月27日までに17件も発生しています。

このなかには、モルタル塗りの壁の中を火が走り、2階が燃えた例が5件もあります。

風呂をわかす前には、水が入っているかをもう一度確認した上、点火してください。

《文学教室を開きます》

労働会館分館では、ことしも次のとおり文学教室を開きます。

☆受付 6月10日(日)午前10時から開講日まで(定員になりしだい締切ります)

☆定員 100名

☆開講 6月28日(木)から毎週木曜日 午後6時-8時30分 労働会館分館(植松)で

☆日程 6月28日 万葉のこころ 犬養孝(阪大名誉教授) 7月5日 ソビエトの西鶴文学評 シェフテレピッチナタレアさん他

《市長旗争だつ軟式野球》

第14回八尾市長旗争だつ親善軟式野球大会を7月1日から毎日曜日、市立山本球場を主球場として行ないます。

☆参加資格 市内の事業所および市民で編成するクラブチーム(1チーム20名以内)

☆参加費 1チーム3,000円

☆申し込み日 6月11日-22日 午後5時まで 教育センター内体育振興課

☆抽せん日 6月26日 午後6時30分- 市民ホール

その他くわしくは体育振興課(23-5102)まで

《身障》

＝身体障害者相談

《心配》

＝心配ごと相談

《結婚》

＝結婚相談 いずれも 13時-16時 福祉会館で

《家児》

＝家庭児童相談 10時-16時 福祉会館で

《青少》

＝青少年愛護相談 9時-17時 教育センターで

《交通》

＝交通相談

《法律》

＝法律相談(当日予約制)

《行政》

＝行政相談 いずれも 13時-16時 市民相談室で

《福祉住宅のあき家入居者募集》

府では、母子・老人・身体障害者(戦傷病者を含む)福祉住宅のあき家入居者を次のとおり募集しています。

☆募集戸数 300戸
 ☆受付期間 6月9日(土)まで

☆受付場所 福祉事務所第3係
 ☆収入基準 月額21,000円以下

ご希望のかたは、申込書(福祉事務所配布)に必要事項を記入の上、申し込んでください。

なお、くわしくは福祉事務所第3係までお問い合わせください。

《小中学校就学援助》

市教育委員会では、学用品の代金、給食費、校外活動費などについて困っておられるかたに事情を聞いたうえで援助しています。

この援助を希望されるかたは、各学校の担任の先生または、市教育委員会保健福祉課(市立教育センター東、電92-2545)へ6月20日(水)まで申し込んでください。

《民生委員さんがかわりました》

次の地区の民生委員さんがかわりました。

《用和地区》 桜ヶ丘1・2丁目 旭ヶ丘1・2丁目 福本節子(桜ヶ丘2-99)

《山本地区》 小阪合町4丁目 松岡恵美子(小阪合町4-5-18)

《南高安地区》 共和、乾小路、辻林 畑中市(恩智1204の2)

《無料法律相談》

近畿大学法律相談部では、次のとおり無料法律相談を開きますのでご利用ください。

☆とき 6月24日(日)正午から午後3時まで
 ☆ところ 用和小学校公民館

《おわび》

5月5日号に掲載した水道料金自動支払い取扱い金融機関に三和銀行、住友銀行、大阪信用金庫がもれていましたので追加します。

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL 91-3881)



やお市政だより

第482号

3

昭和48年6月5日

お知らせ

近鉄高架事業のこと

■事業計画案の縦覧をおこないます

電 91-3881 内線 318

市の中心部を通る近鉄は市民の大切な足となっていますが、各踏切では遮断時間がながくまた交通量も多いので朝夕のラッシュ時には開かない踏切、として市民生活や経済活動に大きな障害となっています。このため市は大阪府ならびに近鉄と八尾駅周辺を高架にすることで努力してきましたが、調査も完了し、いよいよ本年度より都市計画事業「近鉄大阪線連続立体交差化事業」として着手することになりました。この事業により交通停滞の解消、合理的な都市活動の確保など本市の発展に重要な意義をもつものと期待されています。なお、この事業の都市計画(案)がほぼできましたので6月6日～20日(予定)まで縦覧をおこないます。

下水道のこと

■久宝園地区の水洗化の説明会を開きます

電 91-3881 内線 313

下水道課は、久宝園地区の水洗化のための説明会を次のとおり開きますので、ぜひお越しください。

＜日程＞

とき	対象地区
6月14日(木)	久宝園3丁目
15日(金)	久宝園3丁目
18日(月)	久宝園1丁目
19日(火)	久宝園2丁目
20日(水)	久宝園2丁目
21日(木)	久宝園1～3丁目

時間は、すべて午後7時30分から9時まで久宝園集会所で開きます。

衛生のこと

■町ぐるみでゴキブリを駆除しましょう

電 91-3881 内線 245

6月は、ゴキブリ駆除月間です。効果的なゴキブリ退治には、町ぐるみの駆除運動が大切です。

☆申し込み方法 ご希望の町会、婦人会は近隣の町会長、衛生婦人奉仕会会長さんを通して市衛生課まで申し込んでください。無料で薬剤をお渡します。

■害虫は町ぐるみで退治しましょう

伝染病などを媒介する害虫を町ぐるみで退治し、明るく住みよい生活環境をつくるため9月中旬まで害虫駆除作業を行ないます。

☆申し込み方法 ゴキブリ駆除と同じ方法で申し込んでくだされば、薬剤の配布、器具の貸し出しを行ないます。

納税のこと

■納税移動窓口車が次の各地区を回ります

電 91-3881 内線 227

府、市民税第1期分の納期限は、こん月25日です。

こん月も次の日程で納税移動窓口車が巡回し、納税事務をとり扱いますのでご利用ください。

6月18日(月) ○下竹淵橋 △山本中央市場横 △近鉄久宝寺口駅前 19日(火) ○ショッピングパース八尾前 △高安市場前 △高安ストア前 20日(水) ○南陽温泉前 △茨川神社前 21日(木) ○DMストア前 △日の出市場前 時間は、○印については午前10時～12時、△印については午後2時～4時です。

福祉年金などのこと

■福祉年金、児童扶養手当の所得状況届、児童手当の現況届の出張受付を行ないます

電 91-3881 内線 231

70歳以上の人を対象にした老人福祉年金をはじめ、障害、母子の福祉年金、母子家庭で公的年金を受けられない人には児童扶養手当、18歳未満の児童を3人以上養育し、そのうち1人以上の10歳未満の児童を養育している人には、児童手当が支給されていますが、これらには所得の制限があります。そこで毎年6月に所得の状況や現況を届けてもらい支給するかしないかを定めることになっています。この届けをしないと向う1年間の年金や手当を受けられませんが必ず届けましょう。

☆出張受付の日程

6月11日(月)	曙川出張所 志紀公民館
12日(火)	労働会館(山本) 労働会館分館(植松)
13日(水)	桂解放会館 久宝寺出張所
14日(木)	大正出張所 竹淵出張所
15日(金)	南高安出張所 高安出張所
19日(火)	市民ホール
20日(水)	市民ホール

時間は、いずれも午前10時から午後3時まで ☆持ってくるもの ▷福祉年金、児童扶養手当の受給者一年金課からのハガキ、国民年金証書または児童扶養手当証書、印鑑、扶助料、遺族年金、恩給その他の年金を受けている人はその証書 ▷児童手当の受給者一年金課からのハガキ、印鑑、厚生年金被保険者証または国民年金手帳

どちらの受給者も本年1月1日以降に八尾市へ転入された人は旧住所地の市区町村長の発行した昭和47年分の所得証明書

☆おねがい 以前から八尾市在住の方で本年度市民税未申告の方は至急、税務課市民税係へ申告しておいてください。

予防接種のこと

■日本脳炎の予防接種を行ないます

電 91-3881 内線 246

6月21日から日本脳炎の予防接種を行ないますので忘れず受けましょう。

☆予防接種を受けられる人 生後6カ月以上の市民

☆料金 生後6カ月～3歳未満の乳幼児…1回80円、その他の人…1回160円

＜日程＞

1回目	2回目	会場
6月21日(木)	28日(木)	山本小学校
22日(金)	29日(金)	志紀小学校
7月5日(木)	12日(木)	曙川小学校
〃	〃	南高安小学校
6日(金)	13日(金)	久宝寺小学校
9日(月)	16日(月)	中高安幼稚園
〃	〃	清友幼稚園
10日(火)	17日(火)	竜華小学校
11日(水)	18日(水)	用和小学校
19日(木)	26日(木)	大正小学校
20日(金)	27日(金)	北山本小学校
〃	〃	北高安小学校
23日(月)	30日(月)	安中小学校
〃	〃	竹淵小学校
24日(火)	31日(火)	八尾小学校

時間は、いずれも午後2時から3時30分までなお、問診票に捺印、必要な事項をかいて会場へお持ちください。

会場は土足敷になっておりますので、各自上着うりをご用意ください。

公害のこと

■産業公害相談室をご利用ください

電 22-1181

八尾商工会議所では、市内の企業を対象に公害防止技術、測定・分析など、公害について専門的な事からの相談・分析の相談をお受けしています。

＜専門相談＞ 公害防止技術、法律の解釈など専門的なことからの相談 毎月第2・4水曜日 午後1時～4時(あらかじめ相談室までご連絡ください)

＜現地相談＞ 専門相談員が公害防止の技術(各種防止施設)図面の検討、排水の指示、騒音、振動の測定とその他の相談

☆測定・分析 公害相談にともなう測定、分析の相談

☆診断の方法 専門相談員→工場(現地指導)→測定・分析→検討→防止施設資金のあっせん→解決

☆診断種目 大気関係、水質関係、騒音、振動、悪臭、産業廃棄物、その他

☆対象 市内企業(企業の大小を問わず)

☆費用 無料(ただし、測定、分析などの費用は一部費用をいただく場合があります)

なお、産業公害相談室では、騒音計・振動計を備えて、企業の要望で測定をする騒音・振動測定特別相談(無料)も行なっておりますのでご利用ください。

美術展のこと

■八尾美術協会展、働く人の美術展の出品作を募集します

電 99-3167

労働会館(山本)では、第14回八尾美術協会展、併催働く人の美術展を6月19日から24日まで開きますので、どしどし力作を出品してください。

☆作品搬入 6月17日(日)午前10時～午後5時 労働会館で(ただし、学校、団体出品は17日午後1時から)

☆種別 絵画-使用材料自由 2点以内 額付のこと(大きさは10号～100号まで)

彫刻、工芸-使用材料自由 2点以内 写真-単写真でパネル張り 2点以内 組写真(1枚のパネルにレイアウトしたもの) 2点以内 会員による審査のうえ入選作だけを陳列します。

☆出品料 無料

☆搬出 24日(日)午後5時 預り証とひきかえに

都市計画のこと

■新用途地域制が6月中頃から実施されます

電 91-3881 内線 339

都市計画法の改正にともない、6月中旬頃から新用途地域制が実施されます。

この改正によって、新しく第1種、第2種住居専用地域、近隣商業地域などが加わり、現在の4地域制が8地域制になります。

用途地域制限は、快適で機能的な都市環境の確保を目的とするものですから、用途制限に適合しない建物の建築や使用は原則的に禁止されます。

また、土地の計画的な高度利用をはかるため、すべての地域に容積率(建築延床面積の敷地面積に対する割合)の制限が加わりました。

なお、第1種、第2種住居専用地域では用途制限のほかに、北側斜線による高さの制限があります。これは、敷地の北側に一定の空間を確保することによって、良好な住宅環境をたもつためのものです。

市民の皆さんが建物を新築、増・改築、大規模な修繕などをされる時は、建築指導課でその建築物が「建築基準法」などに適合しているかを確認してから、工事を始めてください。

くわしくは建築指導課まで。



やお市政だより

第482号

4

昭和48年6月5日

選挙

投票所

投票区	投票所名	所在地	投票区域
1	沼青年会場	八尾市大字沼321	沼
2	太田公民館	〃 〃 太田1544	太田、丹北太田、若林町
3	光蓮寺	〃 南木の本7丁目136	南木の本、木の本、西木の本、北木の本、大字南木ノ本、大字木ノ本
4	永畑小学校	〃 永畑町1丁目2-27	植松町2、6丁目、永畑町1、2丁目、相生町1丁目、日吉町、大字植松、大字安中の一部
5	龍華小学校	〃 東太子1丁目6-12	植松町4、5、7、8丁目、永畑町3丁目、春日町、東太子、南太子堂、太子堂、南植松町3、4、5丁目
6	安中小学校	〃 陽光園2丁目7-33	植松町1、3丁目、安中町、波川町3~7丁目、陽光園、南本町7~9丁目、明美町、高美町5~7丁目、大字安中の一部
7	興国アルミニウム工業株式会社	〃 亀井町1丁目4-18	跡部北の町、跡部本町、跡部南の町、北亀井町、亀井町、南亀井町
8	竹淵小学校	〃 大字竹淵115	竹淵
9	大信寺 八尾別院集会所	〃 本町4丁目2-48	本町4~7丁目
10	八尾市婦人会館 (八尾市立公民館分室)	〃 本町3丁目10-10	本町2~3丁目、栄町、光南町
11	八尾市民ホール	〃 本町1丁目1-1	本町1丁目、東本町、南本町1~6丁目、清水町、松山町、桜ヶ丘、光町2丁目
12	用和小学校	〃 山城町3丁目1-46	北本町、山城町、宮町、楠根町、光町1丁目
13	恵光寺	〃 萱振町4丁目1	萱振町2~7丁目、長池町1~3丁目、小畑町1~3丁目
14	八尾中学校	〃 緑ヶ丘1丁目17	萱振町1丁目、緑ヶ丘、旭ヶ丘
15	白鳩幼稚園	〃 末広町2丁目8-23	佐堂町、美園町1~3丁目、末広町1~4丁目
16	西山本町公民館 (中野青年会場)	〃 西山本町2丁目9-33	西山本町、小阪合町
17	八尾市立労働会館	〃 山本町1丁目8-11	山本町、山本町南、南小阪合町、今井、別宮、東山本新町1~4丁目、7丁目の一部1番~3番、東山本新町8、9丁目
18	山本小学校	〃 山本町北2丁目6-39	山本町北1~5丁目、上之島町北、上之島町南、上尾町、福栄町、福万寺町南、長池町4、5丁目、巽町、西高安町
19	東山本町公会堂 (万願寺公会堂)	〃 東山本町2丁目36	東山本町、東町
20	福万寺集会所	〃 福万寺町3丁目74	福万寺町、福万寺町北、山本町北6~8丁目、桂町5、6丁目、高砂町2丁目、3丁目の一部、4、5丁目、小畑町4丁目
21	高美小学校	〃 高美町3丁目1-26	若草町、青山町、高美町1~4丁目、荏内町
22	久宝寺中学校	〃 久宝寺2丁目4-33	東久宝寺、北久宝寺、波川町1、2丁目、高町、久宝寺1~3丁目
23	願証寺 (久宝寺御坊)	〃 久宝寺4丁目4-3	久宝寺4~6丁目、西久宝寺、神武町、南久宝寺
24	八尾市立解放会館 (旧桂隣保館)	〃 桂町2丁目33	幸町、泉町、高砂町1丁目、2丁目の一部、3丁目の一部、桂町1~4丁目、新家町、山賀町、桂町5、6丁目の一部
25	曙川小学校	〃 大字八尾木91の2	八尾木、中田、東弓削、大字安中の一部
26	清友高等学校	〃 〃 柏村189の3	刑部、柏村、都塚、山本高安町、垣内の一部、二俣の一部、恩智の一部、中田の一部、神宮寺の一部
27	南高安中学校	〃 〃 恩智677	恩智 (西町、畑田、森小路、乾小路、辻林、共和)
28	母木保育園	〃 〃 恩智177の1	恩智 (南谷、昭和、相互) 神宮寺、二俣の一部 (近鉄線東側)
29	南高安幼稚園 (三和分)	〃 〃 教興寺253	垣内、教興寺、黒谷
30	中高安小学校	〃 〃 服部川191	郡川、服部川、山畑、大澤、千塚の一部、千塚506番地
31	北高安幼稚園	〃 〃 大竹768	千塚、水越、大竹、楽音寺、神立
32	閻法寺	〃 〃 弓削463	弓削 (乾町、長町、真町、末町、中町、東の町、宮の町)、二俣の一部
33	志紀中学校	〃 〃 弓削662	田井中 (北町、東町、南町、住宅東第1~第3)、老原 (立花町)、弓削 (清水町、高砂町、高田町)
34	旧志紀幼稚園 (老原分)	〃 〃 老原560の4	老原 (東、西町、南町、老原宿舎)、相生町2、3丁目、南植松町1、2丁目
35	天王寺屋青年会場	〃 〃 天王寺屋	天王寺屋、老原の一部
36	平和幼稚園	〃 高安町北2丁目21	高安町南、高安町北、東山本新町5、6丁目、7丁目の一部4番~6番
37	久宝園集会所	〃 久宝園1丁目無	久宝園、末広町5丁目、美園町4丁目

しあわせを築く道 「差別はかき」の問題点その1

前略 小生先日〇本町を通過していますと、御息が、〇〇某と遊んでいるのを見ました。御承知のように彼は〇〇〇〇の出身ですから交際におやめになった方がよろしい。将来進学する時、学校では本人の交友関係を全部洗い内申書に書入れて上申しますから本人にとっては大変マイナスになると思います。もっとも就職課程なれば関係ありませんが、高校へ進まれることと思いますから、御注意申し上げます。時節柄、まだまだお寒い折柄御健康に御注意下さい。

差別はかき全文

左のようなはかきが送りつけられるという悪質な事件がおこったことは、前号のべましたが、今回はその問題点のひとつである「〇〇〇〇の出身ですから交際はおやめになった方がよろしい。」という悪質な差別を行っている点について、まず考えてみたいと思います。

さしだし人は、「〇〇〇〇の出身」とかいて、うけとり人に、一体何を思い起させているのでしょうか。

現在の社会では、部落差別は、社会的普遍的に存在しています。

今もなお人の命をも断つ部落差別は、単にある人が、たまたま差別するのではなく、この世の中のしくみそのものが、差別を温存し助長しているからこそ、生まれてくるのです。この世の誕生した新しいのちも、世の中の

さまざまな影響を受けて成長していきます。最初は何も知らない赤ちゃんも、社会の中で育つにつれ、さまざまな影響をうけるのです。そして、知らず知らずの間に、「あんな子と遊ばへん。」とか「人をおしのけてでも……」とかなどの誤まった差別的な考え方もつようになります。

このような中で、部落差別は、社会意識として存在しています。

部落差別にかかわるさまざまな差別事件が、ひきもきらず起こってくるのが、そのことを示しています。

さしだし人は、部落差別が社会的普遍的に存在していることを利用して、「ご承知のように」と、うけとり人に被差別部落のことを思い起こさせ、こどもたちの交友関係を分断させようとしていると考えられます。

そして、おもてむいては言えないことと知ってか伏字にし、更に自らの名をも出さないという卑劣さ、悪らつさは許せないものがあります。

わたしたちは、単に「部落差別はいけないうのではない、わたしたち自身の問題と部落解放とがどのように関連しているのかを考え、部落差別をなくしていく具体的なとりくみを行なっていくことが必要です。

現在の社会の中では、部落解放運動に学び、自ら差別と闘い、たちあがること がなければ、知らず知らずの間に差別意識をもたされることになってしまいます。

八尾市民のみなさん、部落解放を自らの課題としてたちあがるうではありませんか。